

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については未納と記録されているが、私の妻が定期的に集金人に納付していたはずである。納付が遅れても後日必ず納付していたはずであり、未納とされていることに納得ができないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A市町村役場保管の国民年金保険料検認一覧表により、申立期間前後の国民年金保険料は3か月ごとに現年度納付されていることが確認できることから、申立期間に集金人が自宅に集金に来ており申立人の妻が定期的に保険料を渡していたとの申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、昭和41年4月の国民年金保険料納付開始以降においては未納期間が無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた申立人の妻は、当時の状況を鮮明に記憶している。

加えて、申立期間については同一年度内に納付済みと未納とが混在しており、申立人について、本来特殊台帳が存在する必要があるが、申立人の特殊台帳の存在は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私が申立期間当時に勤めていた会社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、制度発足後すぐに国民年金に加入し手帳の交付を受け、国民年金保険料はきっちりと納付してきたはずである。

社会保険庁の記録によると申立期間が未納となっているが、保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月27日に夫婦連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度または過年度での納付が可能であることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私が申立期間当時に勤めていた会社は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、制度発足後すぐに国民年金に加入し手帳の交付を受け、国民年金保険料はきっちりと納付してきたはずである。

社会保険庁の記録によると申立期間が未納となっているが、保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月27日に夫婦連番で払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度または過年度での納付が可能であることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

私は、当時勤務していたA事業所から昭和47年5月1日付けで同事業所の親会社であるB事業所に出向した。

しかし、厚生年金保険被保険者の記録を見ると、A事業所からB事業所に出向する前の昭和47年4月の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。

欠落している期間も勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主（両事業所において代表取締役兼務）、複数の上司及び同僚の供述などから判断すると、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年5月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における申立人に係る昭和47年3月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は平成7年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月31日から同年2月1日まで

ねんきん特別便の厚生年金保険記録を確認したところ、A事業所の記録に関し、喪失日が平成7年2月1日となっている厚生年金基金の記録と相違があることに気付いた。

私は、同事業所に平成7年1月末まで勤務した記憶があり、会社の退職証明書でも月末まで勤務したことになっているのに、喪失日が同年1月31日であることに納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の被保険者記録及びA事業所発行の退職証明書から判断すると、申立人が平成6年11月7日から7年1月31日までA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B厚生年金基金における申立期間に係る資格喪失日は平成7年2月1日となっているが、同基金から、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は、厚生年金保険被保険者資格喪失届と複写式の物を使用していた。」との回答があったことから、事業主は、社会保険事務所に対しても、同基金に提出したものと同一内容の喪失届を提出したことが推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年2月1日に申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成6年12月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から61年4月まで

国民年金に未加入であったが実姉から加入を勧められ、社会保険事務所へ加入手続に出向いた。その際に、担当者から特例納付制度の説明をされ、未加入期間をさかのぼって納付できることを知り、夫の了承も得た。納付に必要な国民年金保険料がかなり高額であったので、娘に同行してもらい、金融機関の預金口座から出金し、社会保険事務所に出向いた。

納付した時期や金額までは覚えていないが、社会保険事務所でまとまった額を一括で納付したはずである。納付したことは間違いないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、社会保険事務所の担当者から説明を受け、その制度を利用して申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している特例納付制度は、これまでに3回実施されているが、昭和55年6月を最後に終了しており、保険料を納付したと主張している時期は特例納付制度の実施期間ではない上、申立人は、申立期間においては国民年金に任意加入の期間であり特例納付をすることは不可能であることから、申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和61年4月に、国民年金の加入手続に行つたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年8月3日以降に払い出された番号であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人は、名前の漢字に戸籍とは異なる常用漢字の

字体を使用していたと主張していることから、社会保険庁のオンライン記録において、その氏名をカタカナ表記入力で検索したが、申立人に該当する記録は、申立人の現在の基礎年金番号で管理されている 1 件のみである。

加えて、申立人が国民年金の加入手続に出向いたと記憶している A 社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 62 年 8 月 3 日以降に申立人に対して払い出されている記録は保管されているものの、申立人の特例納付をした時期及び金額についての記憶はあいまいである上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の一括納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が国民年金に加入した際に、さかのぼって保険料を納付したと主張する記憶が、申立期間に係る保険料であったとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、障害者であり、双子の妹も同じように障害者である。申立期間について妹は法定免除となっているのに私は未納期間となっている。

私が法定免除となっていないのは納付できないので、申立期間の年金記録を法定免除期間と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月25日に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は免除申請ができない期間である上、この払出日以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時の国民年金法第89条によると、国民年金保険料の法定免除に該当する要件の一つとして、障害年金の受給権者であるときと定められているが、申立人は、昭和49年3月1日に障害福祉年金の受給権が発生しており、申立期間当時は同法に定める法定免除の要件に該当しない。

なお、申立人の妹は昭和36年2月1日に障害福祉年金の受給権が発生しているため、当該期間は法定免除とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 489 (事案 363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和35年の年末ごろに国民年金制度が施行されるということで、市町村の職員が自宅に来て国民年金制度の仕組みや保険料の納付について説明を受け、その場で書類を書いたことを記憶している。国民年金保険料の納付が始まった36年4月以降、市町村の集金担当者が自宅に集金に来てくれ、保険料を納めると国民年金保険料納入証に印を押してくれていた。

昭和44年に住所変更の手続のため市町村役場に行った際に、それまで使用していた昭和36年度分からの納入証は、回収されてしまったと記憶している。その後、転居先の住所地に国民年金手帳が郵送されて来たが、その手帳には、40年度以前の納付記録が転記されていなかった。

しかし、昭和36年4月から自宅に来る集金人に保険料を必ず納付していたので、当該期間が未納であるのは納得できず記録の訂正を平成20年6月に申し立てたが、21年4月に36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

前回の申立てでは、昭和35年の年末ごろ市町村の職員が自宅に来たとしているが、市町村の職員が自宅に来たのは36年4月以降であり、その時22歳であったので38年間国民年金保険料を納付すると満額になるとの説明を受け自分で保険料を納付していたことを思い出したので、前回の申立内容の一部を訂正するとともに、新たに、関連資料として、申立期間当時勤務していた事業所での慰安旅行の写真と申立期間当時居住していた自宅の写真を添付し、再度記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号払出日か

ら申立人の国民年金加入手続は申立期間後半の昭和 40 年 3 月ごろに行われたと推認され、当該払出日以前に、別番号が申立人に払い出されたことを確認できない上、申立人が 36 年から使用していたと主張する国民年金保険料納入証は、A 国民年金納入組合が集金の際に使用していたものであるが、B 市町村では、39 年 4 月から当該組合に集金業務を委託し、それに伴い納入証を交付していたと説明しており、36 年から納入組合に納付していたことを推認できる有力な証言や周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に勤務していた事業所での昭和 45 年 4 月 7 日の日付が入った慰安旅行の写真、申立期間当時居住していた自宅前で家族と写った写真等を新たな関連資料として提出し、申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは間違い無いと主張している。

しかしながら、前回の審議の際、申立人が、国民年金に加入し、保険料を納付していた事情を知っていると主張する勤務先の事業主からも、勤務していたことは確認できたものの、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる有力な証言は得られず、その事情も踏まえた上での委員会の決定が行われている。

また、申立人は、新たな関連資料として各種の写真を提出しているが、これらの写真には、申立期間当時、市町村の集金担当者が自宅に集金に来てくれ、保険料を納めると国民年金保険料納入証に印を押してくれたとの申立人の主張を肯定できる要素が含まれていない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月29日から同年10月31日まで

私は、A事業所の代表取締役であったが、同事業所を閉鎖する前にB事業所を設立し、その代表取締役となった。B事業所における当時の事務担当者も厚生年金保険に加入し厚生年金保険料を控除していたと証言しており、申立期間は厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿により、申立人は、B事業所が設立された昭和48年4月18日から申立期間当時まで代表取締役として在籍していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所保管の事業所名簿では、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得したのと同じ昭和48年11月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B事業所には賃金台帳等の関連資料は保存されておらず、申立人も給与明細書等の資料を保管していない上、当時の事務担当者は、「A事業所を廃業しB事業所を設立した際、会社の名称を変更したが事業をそのまま引き継いだので、厚生年金保険にも引き続き加入していたはずである。」とは供述するものの、当該事業所に係る厚生年金保険の新規適用手続及び給与からの保険料控除等についての具体的な供述は得られない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とす

ることはできない旨規定されている。このため、仮に申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であることから、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年1月1日まで

私は、昭和46年10月にA事業所に入社以来、平成16年5月まで退職はしていない。社会保険事務所の記録では昭和47年4月1日から48年1月1日まで厚生年金保険被保険者資格を失ったとされているが、この期間中、社会保険が無く、医者にもかかれなかったということは無かったと思うので調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「A事業所に入社後、数か月間、B業種関係の仕事をしていましたが、会社がC遊技場を経営するようになり、そこに配属され、その後、同事業所経営のD遊技店に変わったが、D遊技店が廃業するまで勤務していた。」と記憶し、当該事業所が保管している社員名簿及び雇用保険被保険者記録においても、申立人は、昭和46年9月21日に入社し、平成16年6月30日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の当該事業所における社会保険関係の事務担当者は、「昭和47年ごろ、C遊技場で勤務していた人について社会保険への加入申請手続をするために社会保険事務所へ行ったところ、遊技関係の業種は社会保険に加入できないと言われた。しかし、中途採用で入社してきた一人については、C遊技場勤務でも本社勤務扱いで社会保険に加入させた。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人を含め当時C遊技場で勤務していた従業員9人の健康保険厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、7人は、昭和47年4月1日、一人は同年5月1日、残り一人（中途入社）は59年10月1日に資格喪失しており、47年に資格喪失している被保険者8人は同年5月30日に健康保険被

保険者証を返納した記録が確認できることから、当該事業所は、社会保険事務所の指導に基づきC遊技場で勤務していた従業員(中途入社してきた一人を除く)の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたと推認される。

さらに、当該事業所は、社屋を3回移転し、その際に資料を破棄したため、申立期間に係る資料は保管していないとしている上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間における当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月5日から25年3月17日まで

A事業所に勤務していた期間を社会保険事務所に記録照会したところ、同事業所での厚生年金保険記録があり、年金に算入されると聞いていたが、後日、脱退手当金を受給済みなので厚生年金保険被保険者期間には算入されないとの回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金については請求した覚えも受給した覚えも無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後2ページの中で確認できた脱退手当金受給資格者のうち、申立人と同じ昭和25年3月17日に退職した8名中7名に支給記録があり、その全員がほぼ同時期に脱退手当金を支給決定されている上、当該事業所が保管している申立人の厚生年金健康保険被保険者台帳の備考欄に「脱退手当金請求済」の押印があるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求でなされていたものと考えられる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、申立期間に係る脱退手当金支給についての記録がある上、当該期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。